

新潟市地域福祉計画 素案

はじめに

目次

第1章	計画概要	
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画期間と評価について	7
第2章	本市の現状	
1	人口、世帯数の状況	9
2	障がい福祉の状況	10
3	高齢者福祉の状況	11
4	生活困窮者の状況	12
5	生活保護の状況	13
6	制度の利用状況	14
7	市民後見人の養成状況	15
8	市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の状況	16
9	犯罪の発生状況	19
10	矯正施設入所者などの状況	22
11	更生保護に関する状況	23
第3章	国の動向	
1	社会福祉法	25
2	生活困窮者自立支援法	25
3	市町村地域福祉計画との関係	26
4	成年後見制度利用促進法	26
5	成年後見制度利用促進基本計画	26
6	再犯防止推進法	27
7	再犯防止推進計画	27
第4章	基本理念・基本目標	
1	基本理念	29
2	基本目標	29
第5章	具体的な取り組み	
	【地域共生社会の実現】	
1	地域共生社会の実現	31
2	包括的支援体制の構築（P65 別紙イメージ図参照）	31
3	地域共生社会の実現のための施策及び体系	32
	【施策① 地域福祉に関する事業の推進】	
1	取組内容	33
2	目標	36

【施策② 生活困窮者自立支援制度の推進】	
1 取組内容	37
2 目標	41
【施策③ 成年後見制度の推進】	
1 取組内容	42
2 目標	48
【施策④ 再犯防止の推進】	
1 取組内容	49
2 目標	59
資料編	
1 計画の策定経過	63
2 委員名簿	64
3 アンケート調査結果（抜粋）	66
4 刑事事件などの流れ	110
5 用語解説	114
6 関係機関連絡先	120

本計画中、「年」と表記する場合は1月～12月の暦年を、「年度」と表記する場合は4月～3月の会計年度を表しています。

第1章 計画概要

1 計画の趣旨

今日では、我が国の平均寿命が伸長し、世界最高水準の長寿国となる一方、少子高齢化や、一人暮らし高齢者の増加、核家族化の進行、人々の価値観や生活様式の多様化に加え、地域社会での人間関係の希薄化などによる、高齢者の孤独死、地域社会からの孤立、子育て不安、家庭内暴力、虐待、ひきこもり、自殺など、様々な社会問題が生じています。

このように、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している中、住み慣れた地域で誰もが自分らしく充実した生活を安心して送れるような地域づくりが求められています。

国においては、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現にむけた取り組みを進めています。

本市においても、地域福祉をより一層推進し、「地域共生社会」を実現するため、新潟市地域福祉計画（以下「市計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

1. 関係法令による位置づけ

(1) 社会福祉法

社会福祉法第106条の3第1項により、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

また、同法107条第1項により、市町村は、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めることとされ、本計画は包括的な支援体制を明確にする「市町村地域福祉計画」として位置づけます。

社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 生活困窮者自立支援法

平成 27 年 4 月に施行された「生活困窮者自立支援法」第 4 条により、市は関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有することとされ、本計画はその責務を明確にするものです。

生活困窮者自立支援法

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第 4 条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

(3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第 5 条により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ、主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第 23 条第 1 項では、市町村は、当該市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「地方成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めるよう努めることとされ、本計画は「地方成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけます。

成年後見制度利用促進法

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第 23 条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(4) 再犯の防止等の推進に関する法律

平成 28 年 12 月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）第 4 条第 2 項により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました。

また、同法第 8 条第 1 項では、市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めることとされ、本計画は「地方再犯防止推進計画」として位置づけます。

再犯防止推進法

(国等の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 新潟市総合計画との関係

新潟市総合計画は本市の最上位計画で、将来のまちづくりの理念や目指す姿を示すもので、本計画は総合計画で示された将来の本市の3つの都市像のうち「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を目指すものです。

3. 福祉に関する分野別計画との関係

本計画は地域福祉推進の理念や方針を明らかにするものであるとともに、高齢者、障がい者、児童福祉や、DV、消費者被害対策、自殺など、各分野の計画や施策を横断的につなぎ、地域住民の福祉に関連する施策を総合的に推進する、福祉分野の上位計画です。

なお、各分野別計画に記載・進行管理されている各種の具体的な取り組み内容及び目標などについては、それぞれの計画に委任し、原則として本計画に記載しないこととします。

4. 区計画との関係

本市は市町村合併により市域が広くなり、地域によって実情が異なっています。相当の面積を有する市町村においては、管内を複数に分割するなど、地域の実情を十分にくみ取って計画を策定することができるよう工夫することが望ましいとされていたことから、平成21年度に区単位の地域福祉計画（以下「区計画」という）を策定しました。

その後、全市的な理念・目標を記載し、区計画の具体的な取り組みを後押しするため平成27年度に区計画とともに市計画を策定しました。

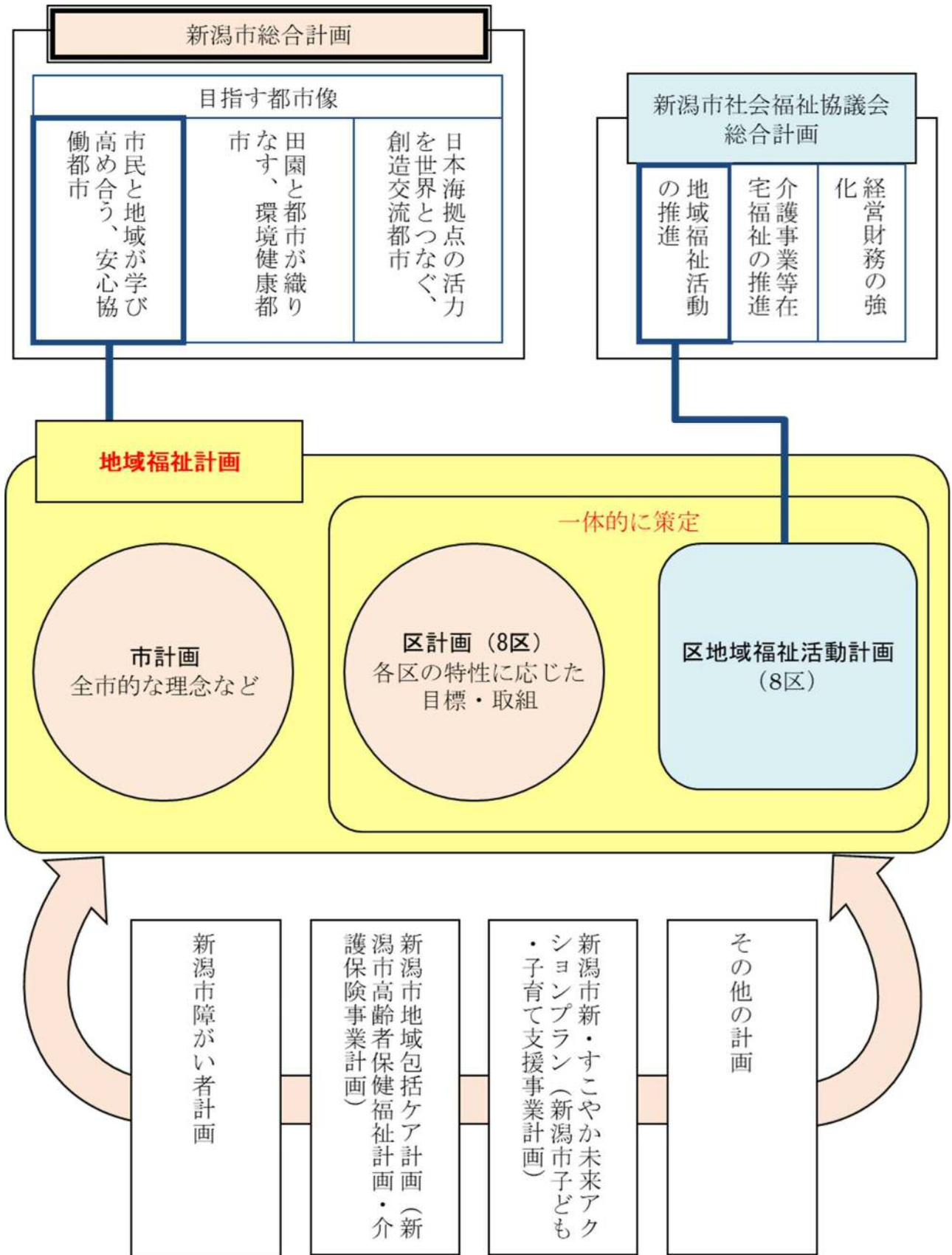
地域づくりの最前線である区計画には、区の特性に応じた目標や取り組みを中心に記載します。また、区計画の具体的な取り組みを後押しする市計画には、全市横断的な理念・目標を記載し、市計画と区計画を併せ、地域福祉計画となります。

5. 区地域福祉活動計画との関係

区地域福祉活動計画は、新潟市社会福祉協議会の呼びかけにより、住民や関係者が相互に協力して策定する民間の活動・行動計画です。同計画と区計画は地域福祉の推進を目的としてお互いに補完・補強し合う関係にあることから、区ごとに一体的に策定します。

H21～H26年度 (2009～2014年度)	H27～R2年度 (2015～2020年度)	R3～R8年度 (2021～2026年度)
第1期地域福祉計画	第2期地域福祉計画	第3期地域福祉計画
	市計画	市計画
区計画・ 区地域福祉活動計画	区計画・ 区地域福祉活動計画	区計画・ 区地域福祉活動計画

○他計画との関係イメージ



6. SDGsとの関係

SDGs（エス・ディー・ジーズ Sustainable Development Goals）とは、すべての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」として、平成27年に国連で採択された平成28年から令和12年までの国際目標です。

SDGsでは、貧困撲滅や不平等の解消、環境と調和した都市整備など、17の目標が掲げられており、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現という基本理念は、地域共生社会の考え方と一致することから、本計画はこのSDGsの視点を踏まえたものとします。

○SDGsの17の目標



3 計画期間と評価について

令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

第5章「具体的な取り組み」には、主に現在新潟市で取り組んでいる内容を記載しており、その取り組みを継続するとともに、計画の進捗管理などの中で定期的に評価し、必要に応じて見直していくこととします。

第2章 本市の現状

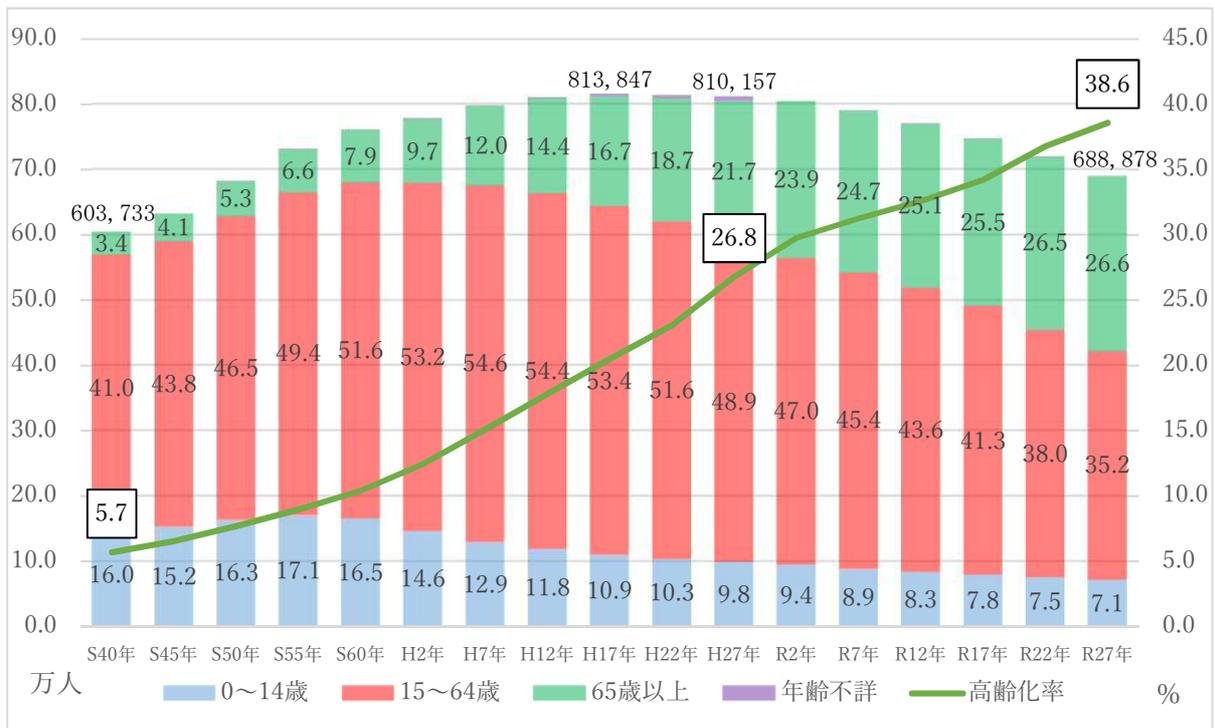
1 人口、世帯数の状況

人口は平成17年をピークに減少しています。また、高齢者人口は「団塊の世代」が高齢者になった平成27年に21.7万人となり、その後も増加傾向で、高齢化率も上昇していく推計となっています。

世帯数は年々増加し、それに伴い世帯人口は減少しています。なお、1人世帯と2人世帯は増加し、5人以上世帯は減少しています。

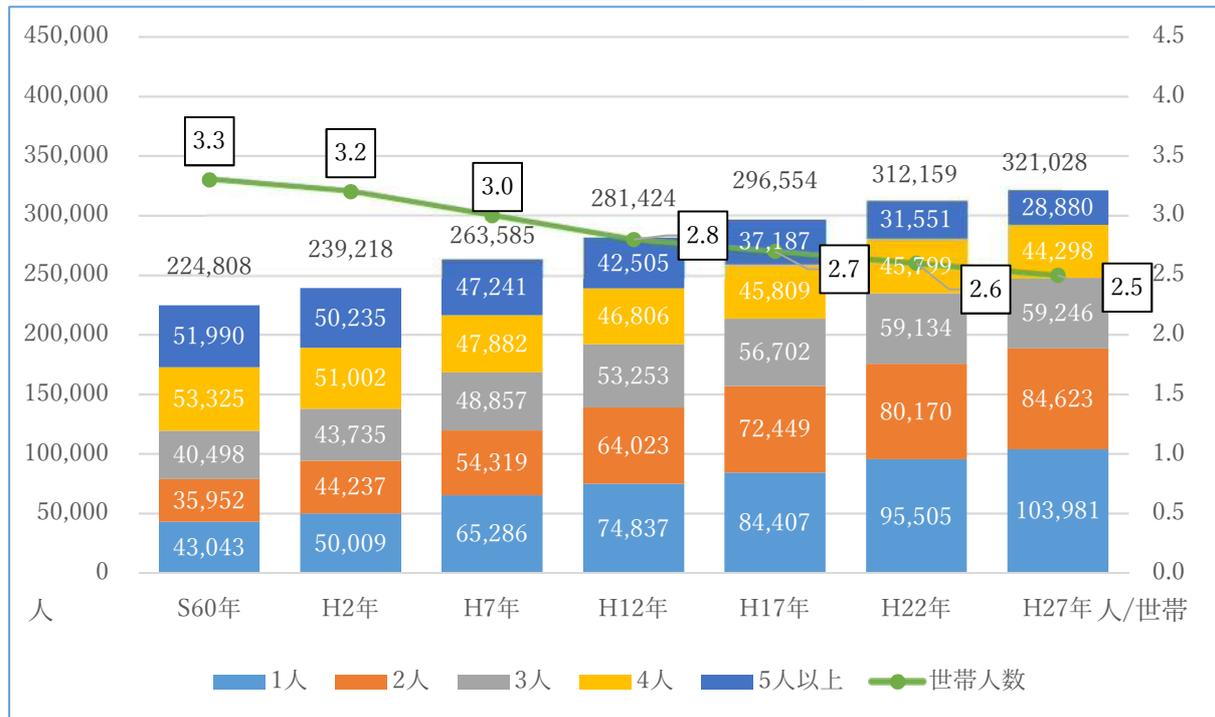
1. 人口と高齢化率の推移

※R2年以降は推計値



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別 将来推計人口（平成30年推計）」を基に作成

2. 一般世帯における世帯人数別世帯数及び世帯人数の推移



出典：国勢調査を基に作成

2 障がい福祉の状況

身体障害者手帳保持者数は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者数は増加しています。

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移

※各年度末時点

単位：人

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
身体障害者手帳	18歳未満	446	423	402	395	400
	18歳以上	30,192	29,974	29,634	29,114	29,060
	小計	30,638	30,397	30,036	29,509	29,460
療育手帳	18歳未満	1,036	1,070	1,066	1,073	1,117
	18歳以上	3,993	4,137	4,264	4,402	4,471
	小計	5,029	5,207	5,330	5,475	5,588
精神障害者保健福祉手帳	18歳未満	90	117	133	165	177
	18歳以上	4,906	5,020	5,449	5,746	5,939
	小計	4,996	5,137	5,582	5,911	6,116
合計		40,663	40,741	40,948	40,895	41,164

出典：新潟市障がい福祉課

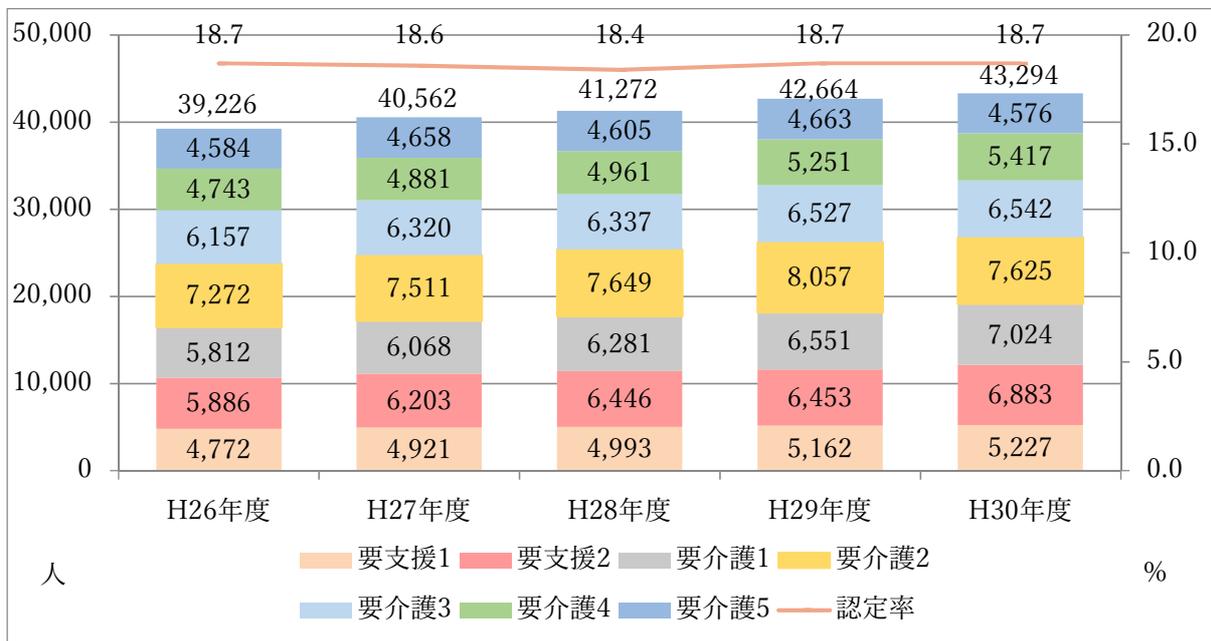
3 高齢者福祉の状況

要支援1から要介護5の人の総数は増加していますが、高齢者人口に占める割合は横ばいとなっています。また、認知症高齢者数（※）も増加していますが、介護認定者に占める割合は横ばいとなっています。

※介護認定申請時における認定調査票の認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準Ⅱa（日常生活に支障をきたすような症状・行動が見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態）以上に該当する人

1. 要介護度別認定者数と高齢者人口に占める割合の推移

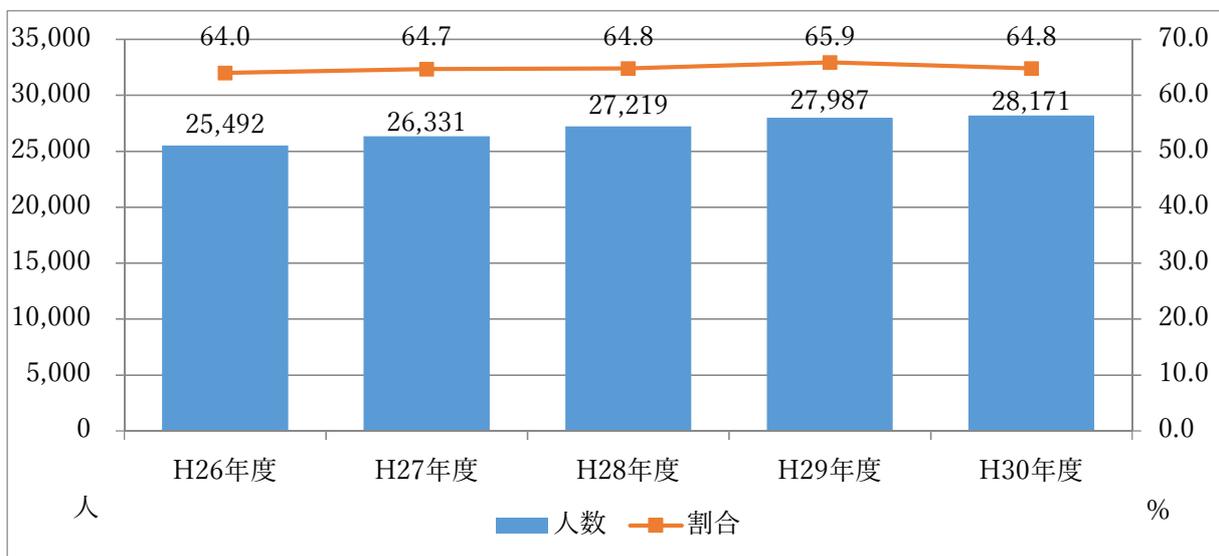
※各年度 10月1日時点



出典：新潟市介護保険課

2. 認知症高齢者数と介護認定者に占める割合の推移

※各年度末時点。



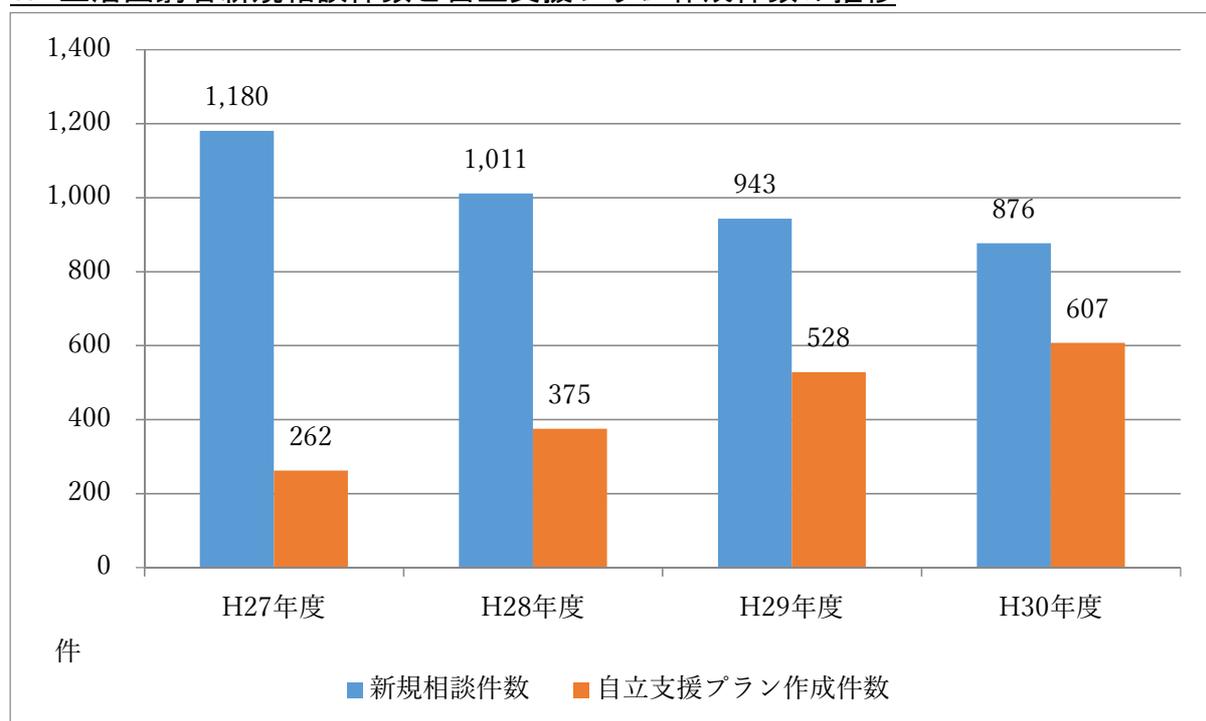
出典：新潟市地域包括ケア推進課

【生活困窮者自立支援制度関連】

4 生活困窮者の状況

日常生活において、困りごとや不安を抱えている人からの相談窓口である新潟市パーソナル・サポート・センター（以下、「PS」という。）への新規相談件数は、年々減少傾向にあります。一方で、長期にわたり継続的に支援が必要な人が増えていることや就労の定着を目的に、就職後一定期間を見守る取り組みを行った結果、就職後の再プラン作成が増えたため、自立支援プランの作成件数は年々増加しています。

1. 生活困窮者新規相談件数と自立支援プラン作成件数の推移



出典：新潟市福祉総務課

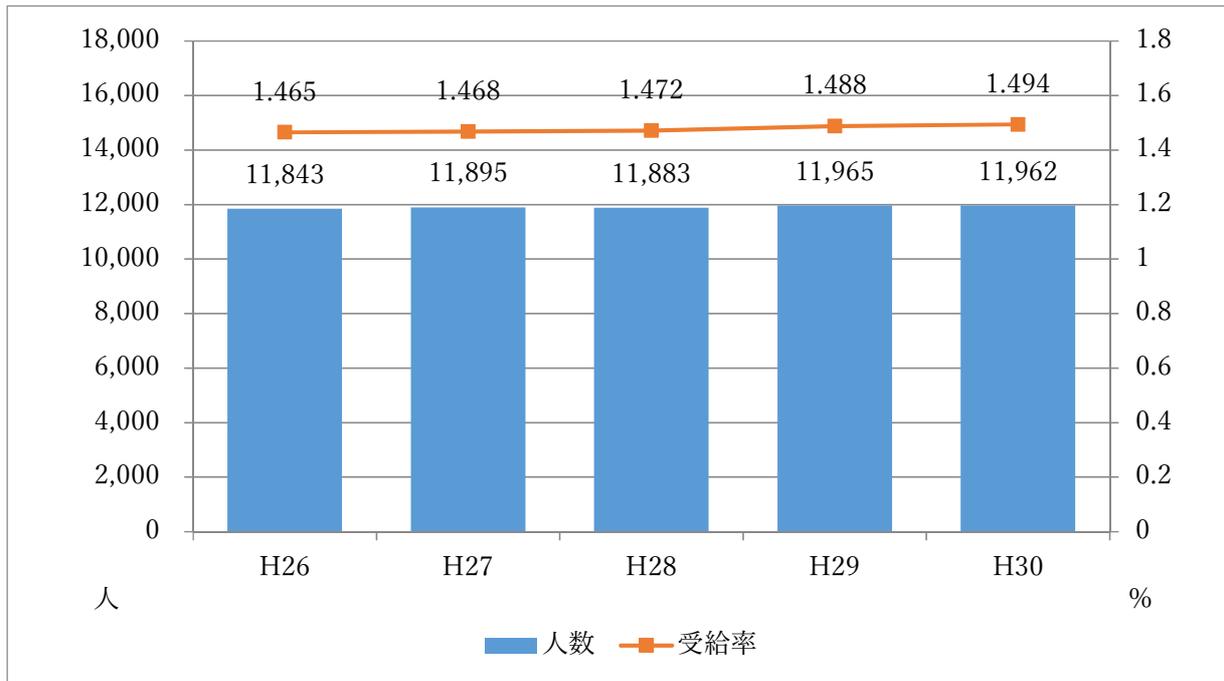
5 生活保護の状況

近年、全国的な傾向と同様に低収入の高齢者の増加などにより、本市の生活保護の受給者数及び受給率は微増傾向にあります。

また、受給世帯も微増傾向にあり、特に高齢者世帯の数が増えています。

1. 生活保護受給者数と受給率の推移

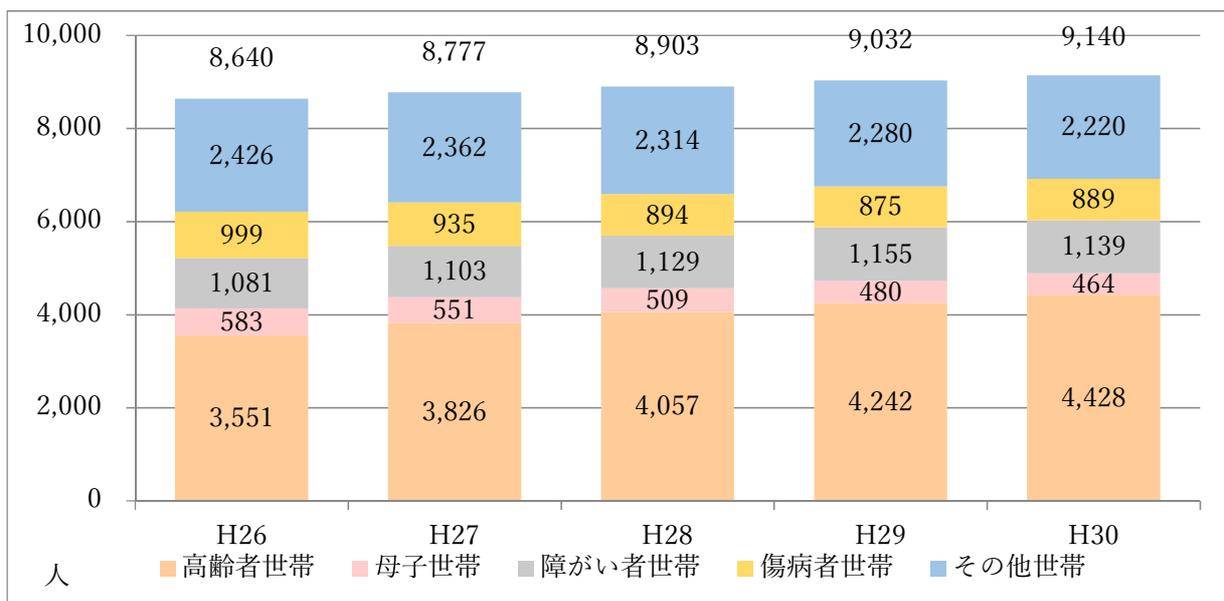
※各年度の月平均



出典：新潟市福祉総務課

2. 生活保護受給世帯数の推移

※各年度の月平均



出典：新潟市福祉総務課

【成年後見制度関連】

6 制度の利用状況

新潟家庭裁判所本庁管轄（※）における成年後見制度利用者数は増加傾向であり、そのうち、後見類型の割合が最も高く、新潟市においても、後見類型の割合が最も高くなっています。

また、成年後見人等と本人の関係では、平成 25 年に第三者後見人の件数が親族後見人の件数を上回り、その差は年々大きくなっています。

※新潟市、五泉市、燕市、阿賀町、弥彦村を管轄。

1. 成年後見制度利用者数

※令和元年 10 月末日時点

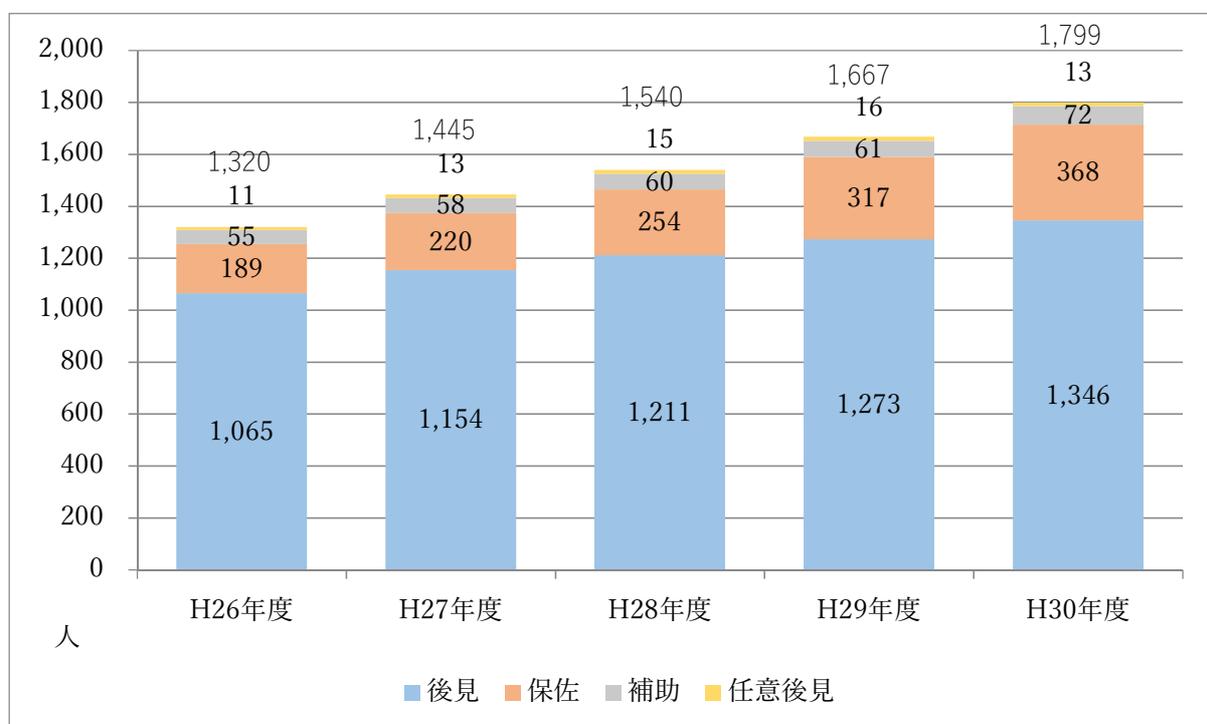
単位：人

後 見	保 佐	補 助	任意後見	合 計
1,322	431	86	10	1,849

出典：新潟家庭裁判所

2. 新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見制度利用者数の推移

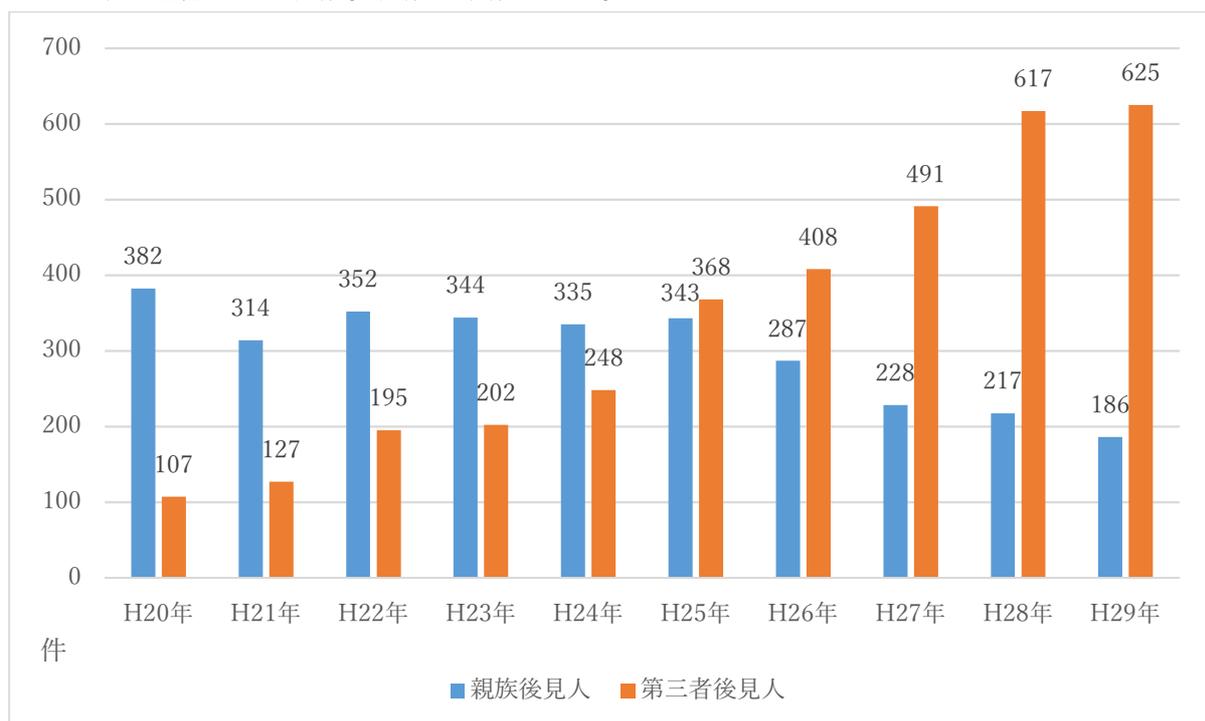
※各年度 5 月末日時点。平成 26 年度は 5 月 30 日時点



出典：新潟県社会福祉協議会 平成 30 年度成年後見制度に関する実態把握調査結果

3. 新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見人等と本人との関係別件数の推移

※その年に選任された件数。件数は概数である。



出典：新潟県社会福祉協議会 平成 30 年度成年後見制度に関する実態把握調査結果

7 市民後見人の養成状況

平成 24 年度から市民後見人養成研修を開催し、平成 30 年度までに 133 名が研修を修了しています。研修修了者の多くは、新潟市社会福祉協議会が実施する法人後見事業の後見支援員として活動しています。なお、平成 28 年度以降は隔年で研修を実施しています。

1. 市民後見人養成研修修了者数の推移

単位：人

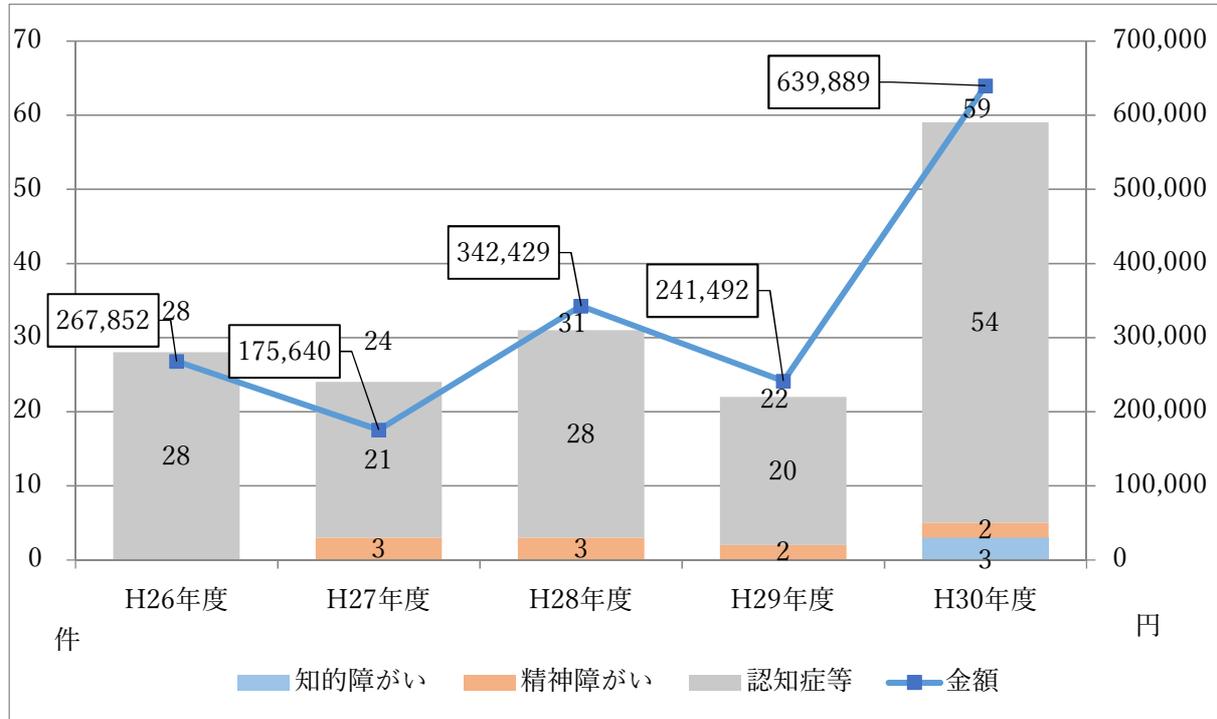
年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
市民後見人 養成研修修了者数	36	22	21	29	-	25	-	133

出典：新潟市福祉総務課

8 市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の状況

市長申立て数及び費用助成額と成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・金額）は年度によりばらつきがありますが、成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数・金額）は増加しています。

1. 市長申立て数及び費用助成額の推移

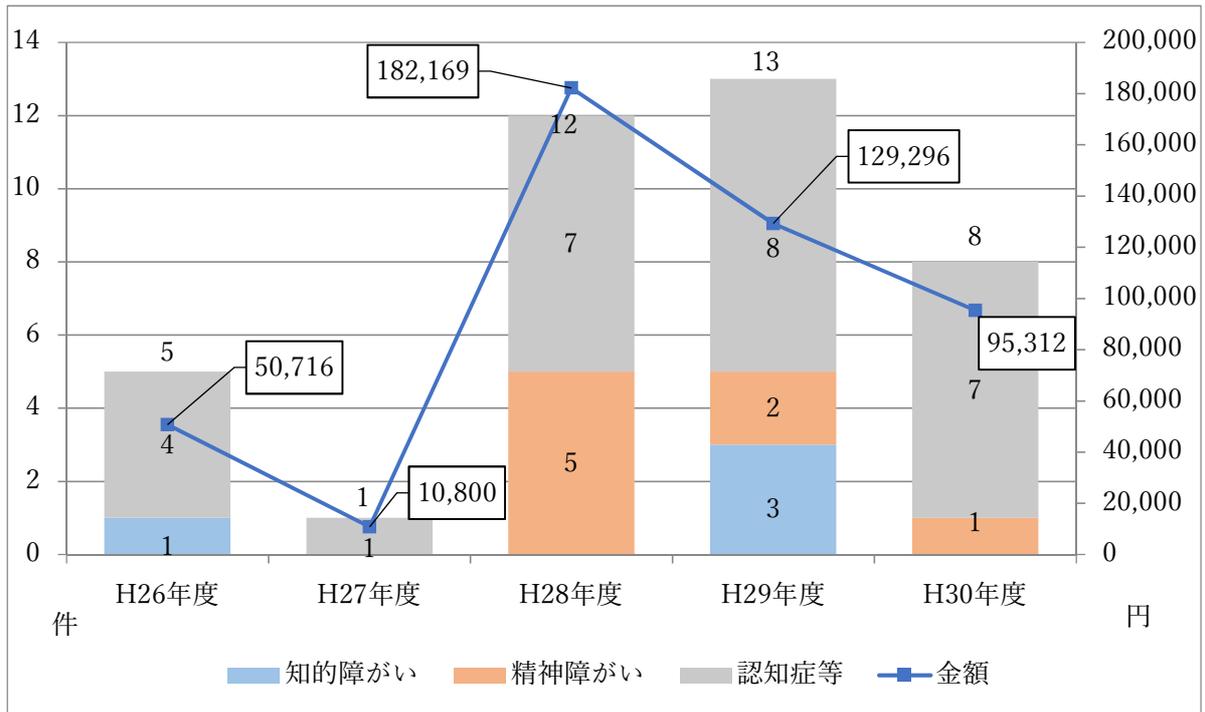


単位：件、円

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
認知症等	件数	28	21	28	20	54
	金額	267,852	152,000	323,229	223,292	601,353
精神障がい	件数	0	3	3	2	2
	金額	0	23,640	19,200	18,200	12,800
知的障がい	件数	0	0	0	0	3
	金額	0	0	0	0	25,736
合 計	件数	28	24	31	22	59
	金額	267,852	175,640	342,429	241,492	639,889

出典：新潟市障がい福祉課、新潟市高齢者支援課

2. 成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・金額）の推移

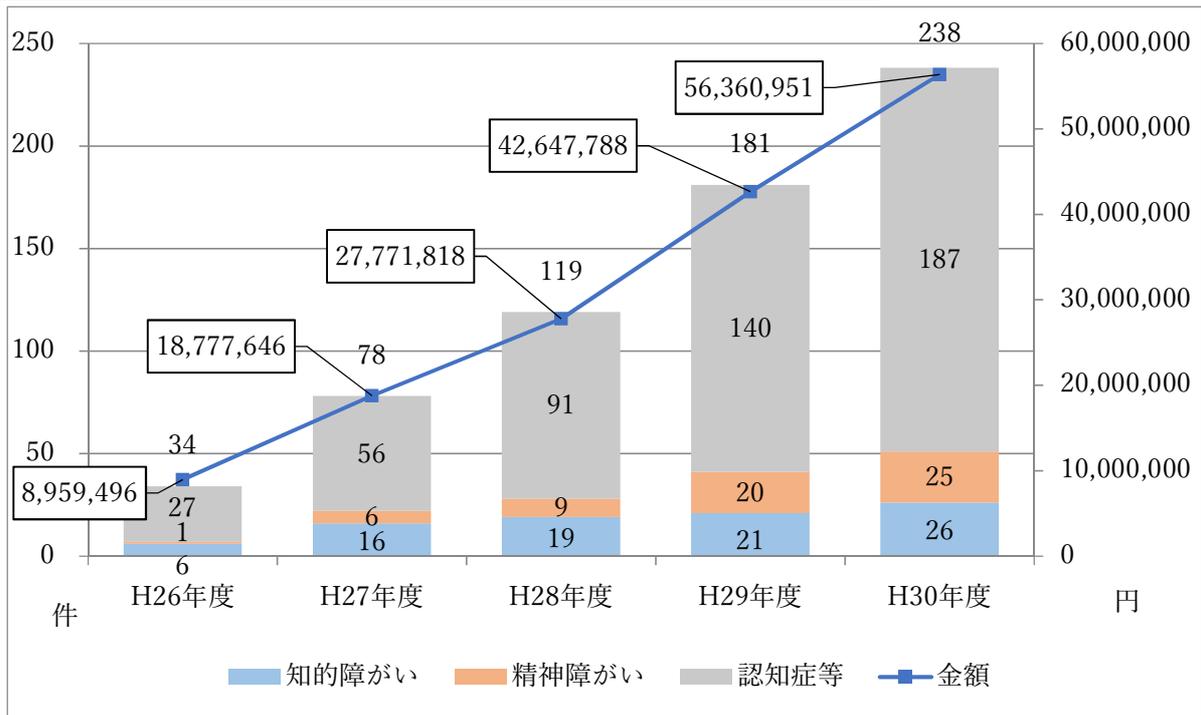


単位：件、円

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
認知症等	件数	4	1	7	8	7
	金額	45,416	10,800	66,146	77,318	80,962
精神障がい	件数	0	0	5	2	1
	金額	0	0	116,023	19,316	14,350
知的障がい	件数	1	0	0	3	0
	金額	5,300	0	0	32,662	0
合 計	件数	5	1	12	13	8
	金額	50,716	10,800	182,169	129,296	95,312

出典：新潟市障がい福祉課、新潟市高齢者支援課

3. 成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数・金額）の推移



単位：件、円

年 度		H26	H27	H28	H29	H30
認知症等	件数	27	56	91	140	187
	金額	7,029,869	13,583,850	20,650,222	32,697,788	44,060,951
精神障がい	件数	1	6	9	20	25
	金額	247,000	1,437,935	2,254,000	4,691,000	6,010,000
知的障がい	件数	6	16	19	21	26
	金額	1,682,627	3,755,861	4,867,596	5,259,000	6,290,000
合 計	件数	34	78	119	181	238
	金額	8,959,496	18,777,646	27,771,818	42,647,788	56,360,951

出典：新潟市障がい福祉課、新潟市高齢者支援課

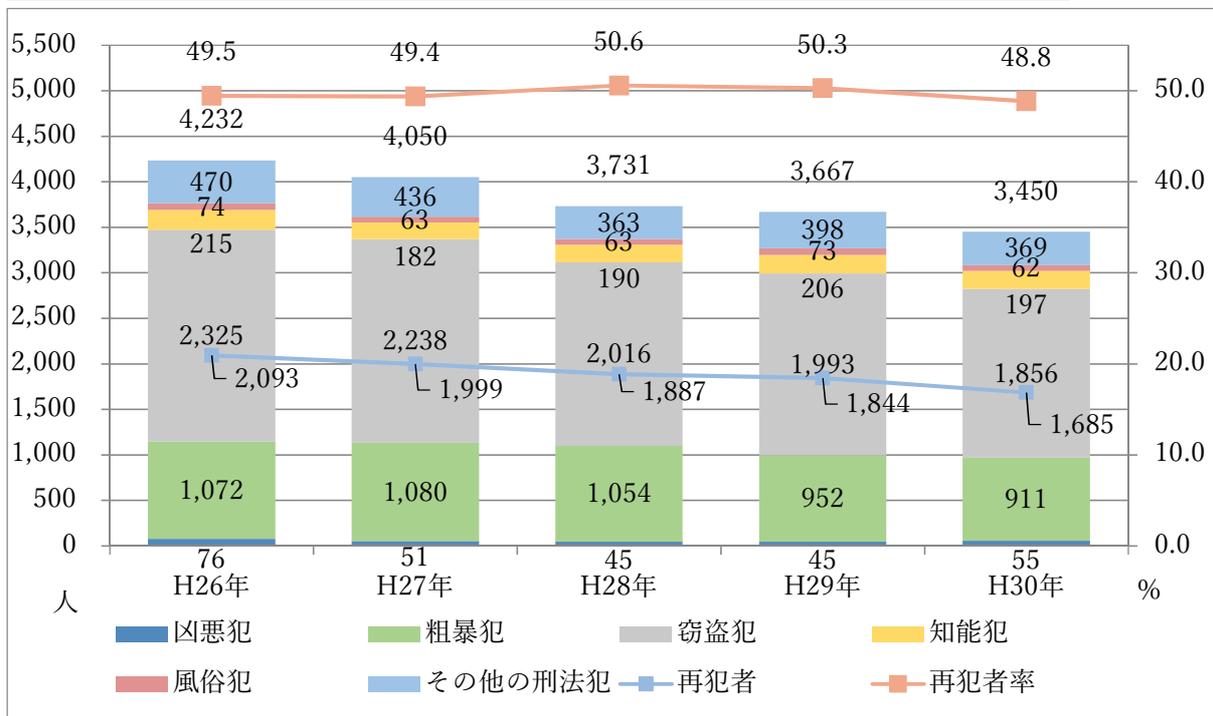
【再犯防止関連】

9 犯罪の発生状況

新潟県における刑法犯検挙者数は年々減少している一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は約50%と高い水準で推移しており、罪種別に見ると窃盗犯の割合が最も高くなっています。また、覚せい剤取締法違反検挙者数や刑法犯検挙者数のうち、65歳以上の割合は増加傾向となっています。

本市における刑法犯認知件数も年々減少しており、罪種別に見ると窃盗犯の割合が最も高くなっています。

1. 新潟県における刑法犯検挙者数（罪種別）、再犯者数、再犯者率の推移



○新潟県における刑法犯検挙者数のうち、女性の人数と割合の推移

単位：人、%

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
人数	915	941	820	867	844
割合	21.6	23.2	22.0	23.6	24.5

○新潟県における覚せい剤取締法違反検挙者数の推移

単位：人

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
人数	60	56	65	76	71

出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室、新潟県の犯罪

2. 平成30年の刑法犯及び特別法犯の検挙人数、再犯者率、女性割合（少年除く）

○刑法犯

単位：人、%

	合 計		再犯者		再犯者率		女性割合	
		うち女性		うち女性		うち女性	全体	再犯者
国刑法犯総数	182,124	39,719	92,023	16,180	50.5	40.7	21.8	17.6
県刑法犯総数	3,109	790	1,584	379	50.9	48.0	25.4	23.9
市刑法犯総数	1,299	338	699	170	53.8	50.3	26.0	24.3
うち凶悪犯	20	2	7	1	35.0	50.0	10.0	14.3
うち粗暴犯	321	35	140	7	43.6	20.0	10.9	5.0
うち窃盗犯	703	272	424	154	60.3	56.6	38.7	36.3
うち知能犯	83	12	55	5	66.3	41.7	14.5	9.1
うち風俗犯	24	0	8	0	33.3	-	0.0	0.0

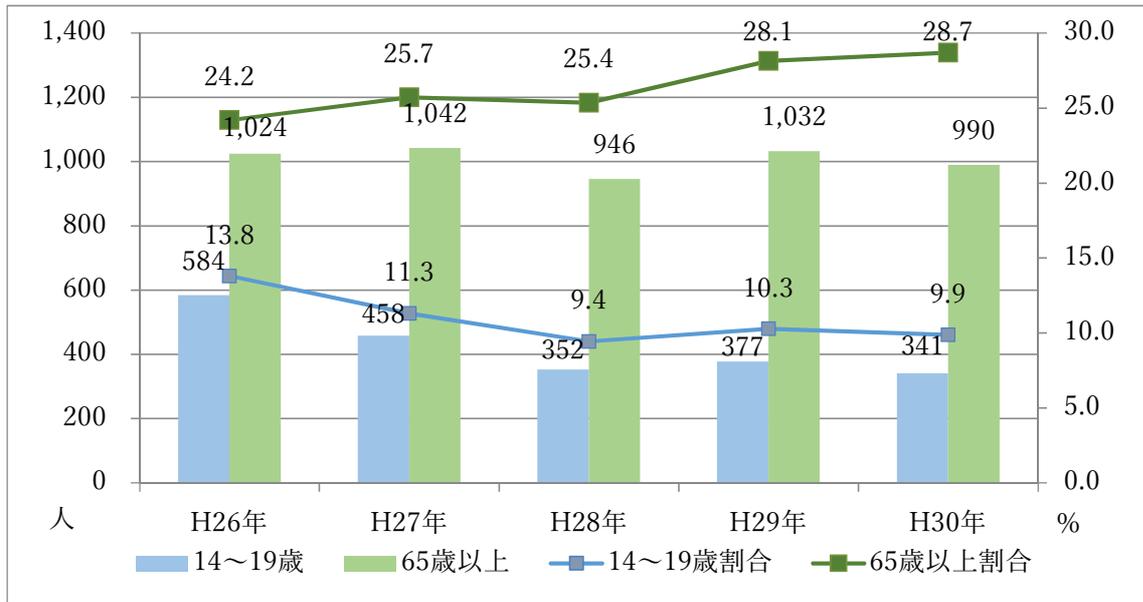
○特別法犯

単位：人、%

		合 計		再犯者		再犯者率		女性割合	
			うち女性		うち女性		うち女性	全体	再犯者
国	覚せい剤取締法	9,557	1,812	8,071	1,286	84.5	71.0	19.0	15.9
	麻薬等取締法	377	49	148	7	39.3	14.3	13.0	4.7
	大麻取締法	3,066	284	1,847	99	60.2	34.9	9.3	5.4
県	覚せい剤取締法	71	22	58	11	81.7	50.0	31.0	19.0
	麻薬等取締法	9	0	6	0	66.7	-	0.0	0.0
	大麻取締法	48	6	31	0	64.6	0.0	12.5	0.0
市	覚せい剤取締法	27	3	24	1	88.9	33.3	11.1	4.2
	麻薬等取締法	7	0	4	0	57.1	-	0.0	0.0
	大麻取締法	13	3	7	0	53.8	0.0	23.1	0.0

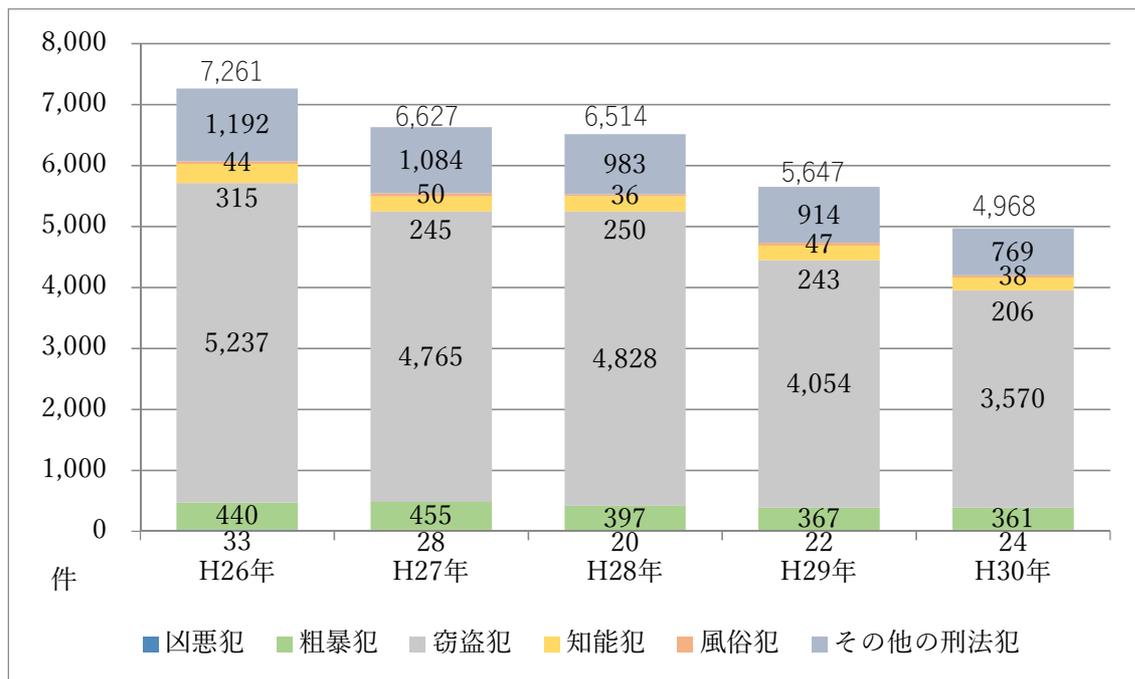
出典：法務省東京矯正管区更生支援企画課

3. 新潟県における刑法犯検挙者数のうち、14歳～19歳と65歳以上の人数及び割合の推移



出典：新潟県の犯罪

4. 刑法犯認知件数の推移



出典：新潟県の犯罪

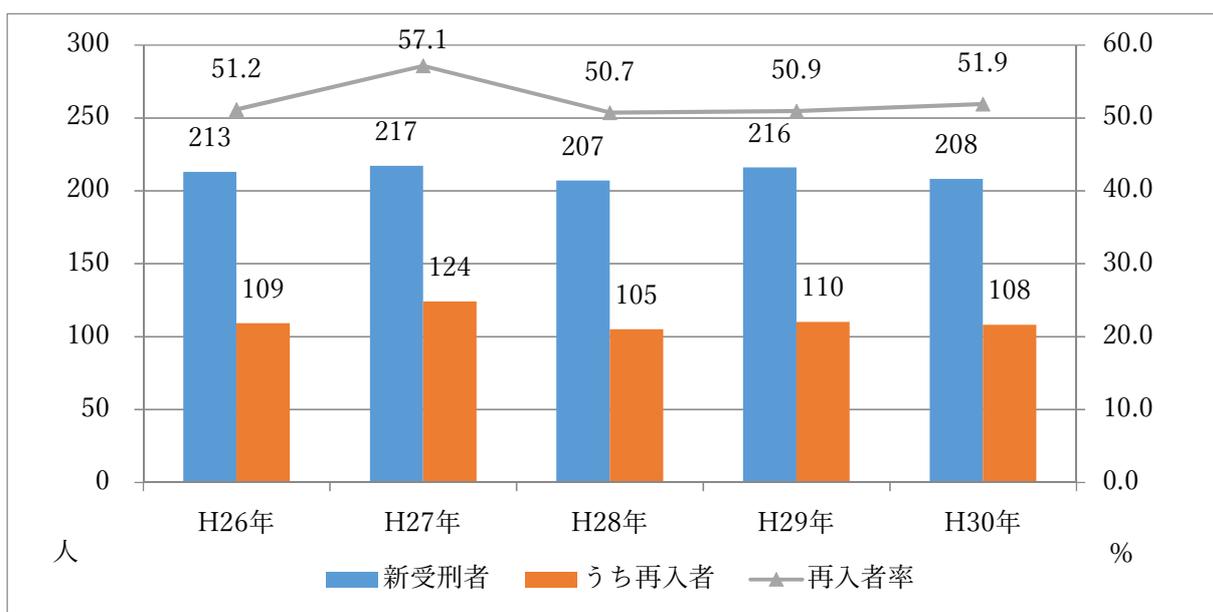
10 矯正施設入所者などの状況

新潟県における新受刑者数及び再入者数、再入者率は横ばいとなっており、刑務所出所時に帰住先がない者（※）の数及びその割合は減少傾向となっています。

※「帰住先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

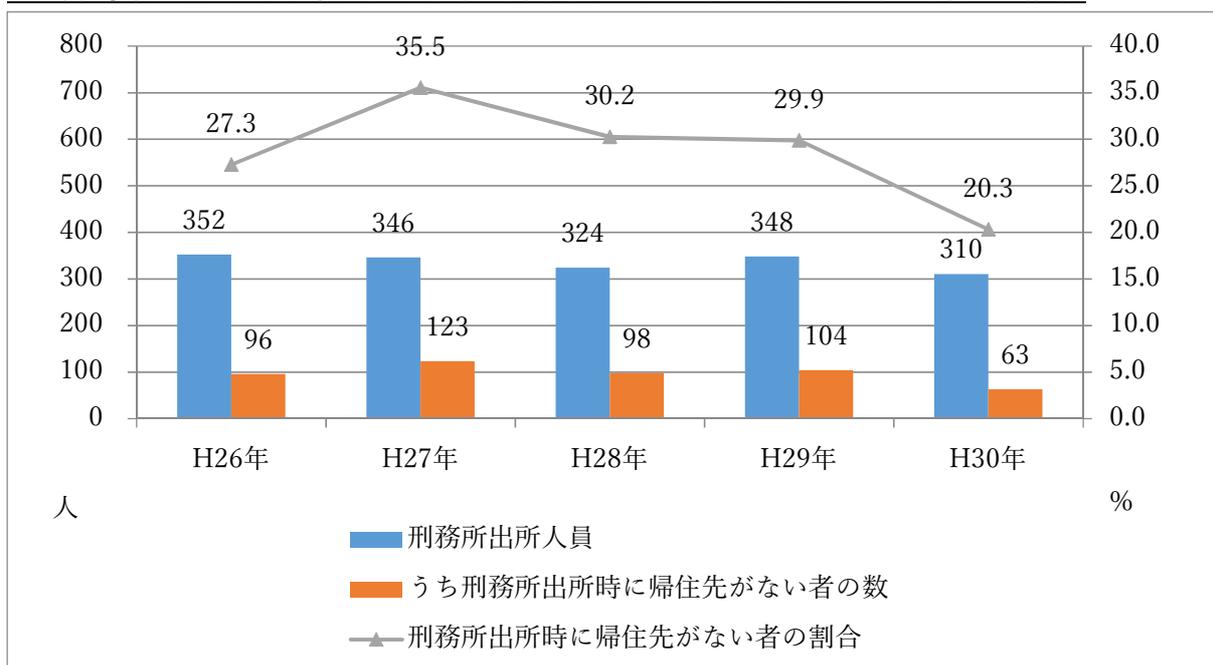
1. 新潟県における新受刑者数及び再入者数、再入者率の推移

※犯行時の住所地が新潟県であった者の数



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

2. 新潟県における刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合の推移



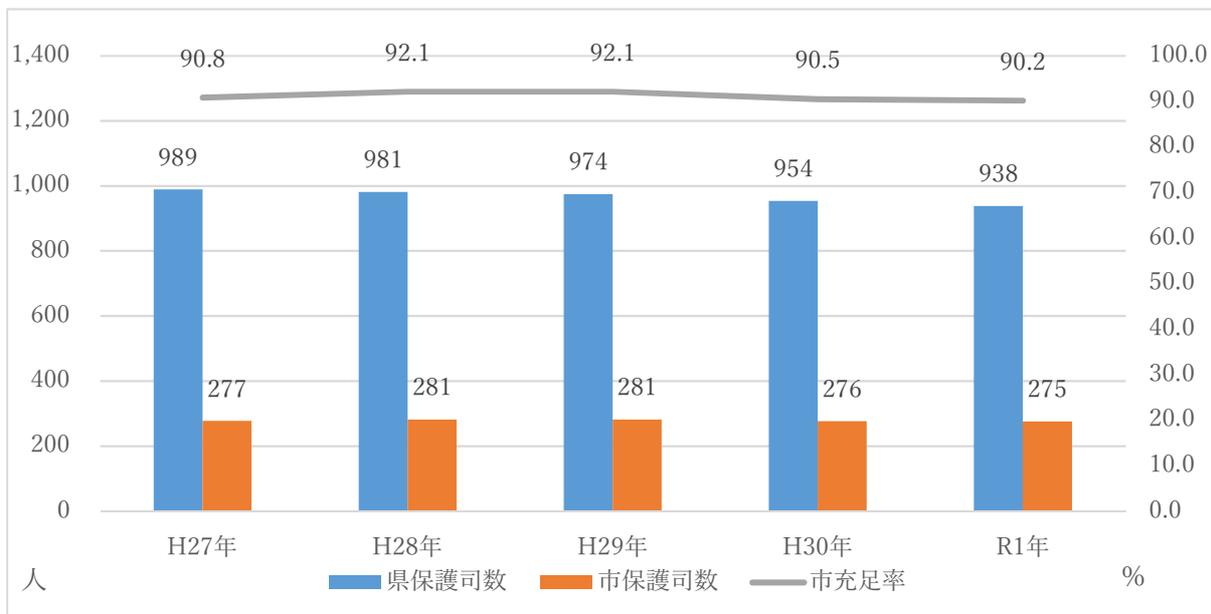
出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

11 更生保護に関する状況

新潟県における保護司数、「社会を明るくする運動」行事参加人数、保護観察終了時に無職である者の割合は減少傾向となっています。

1. 新潟県及び新潟市における保護司数及び保護司充足率の推移

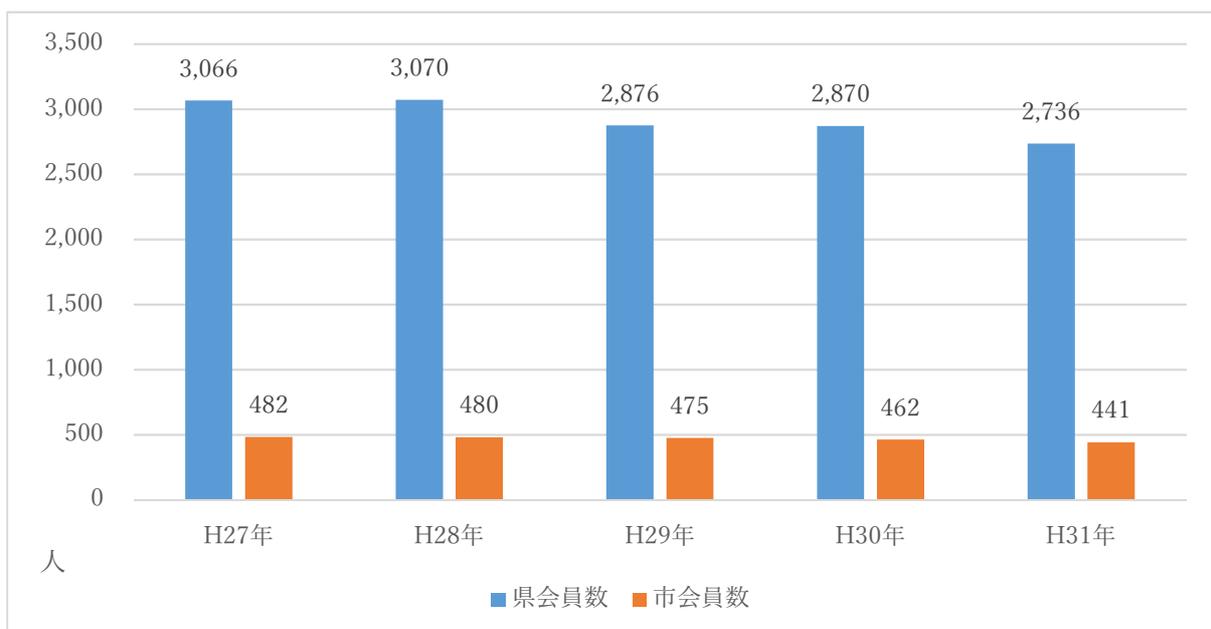
※各年 12 月 1 日時点。県保護司定数：1,055 人、市保護司定数：305 人。



出典：新潟保護観察所

2. 新潟県及び新潟市における更生保護女性会員数の推移

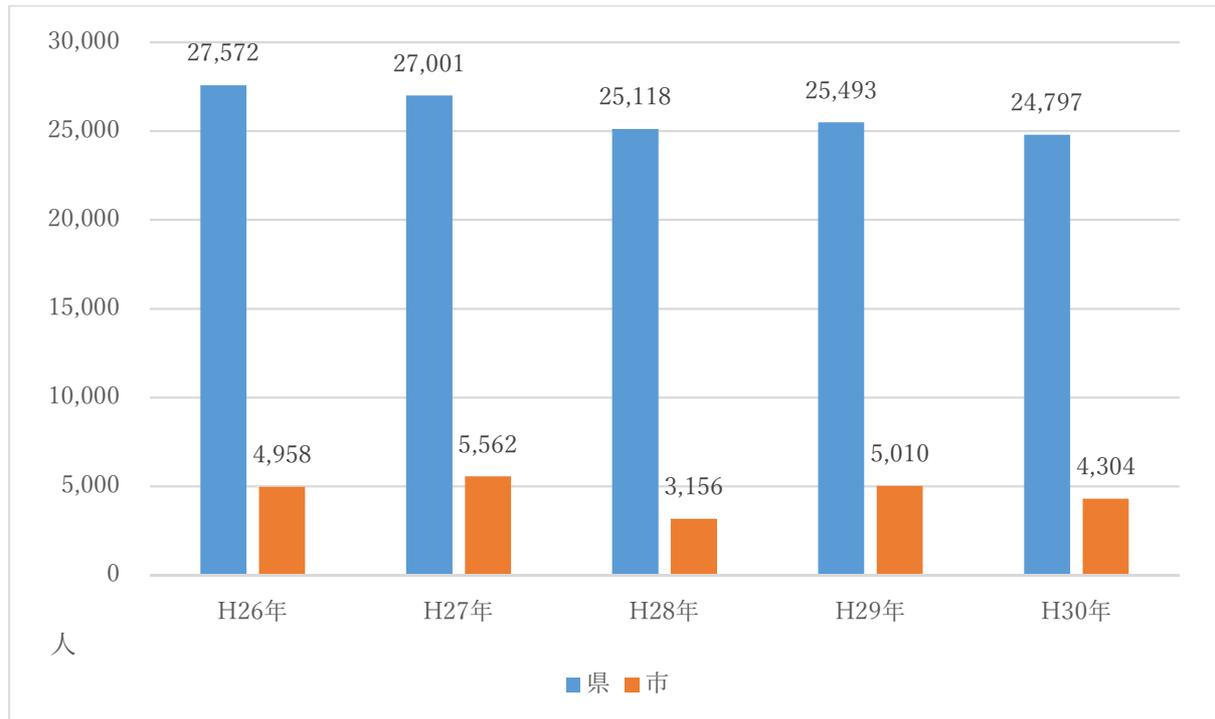
※各年 4 月 1 日時点。



出典：新潟保護観察所

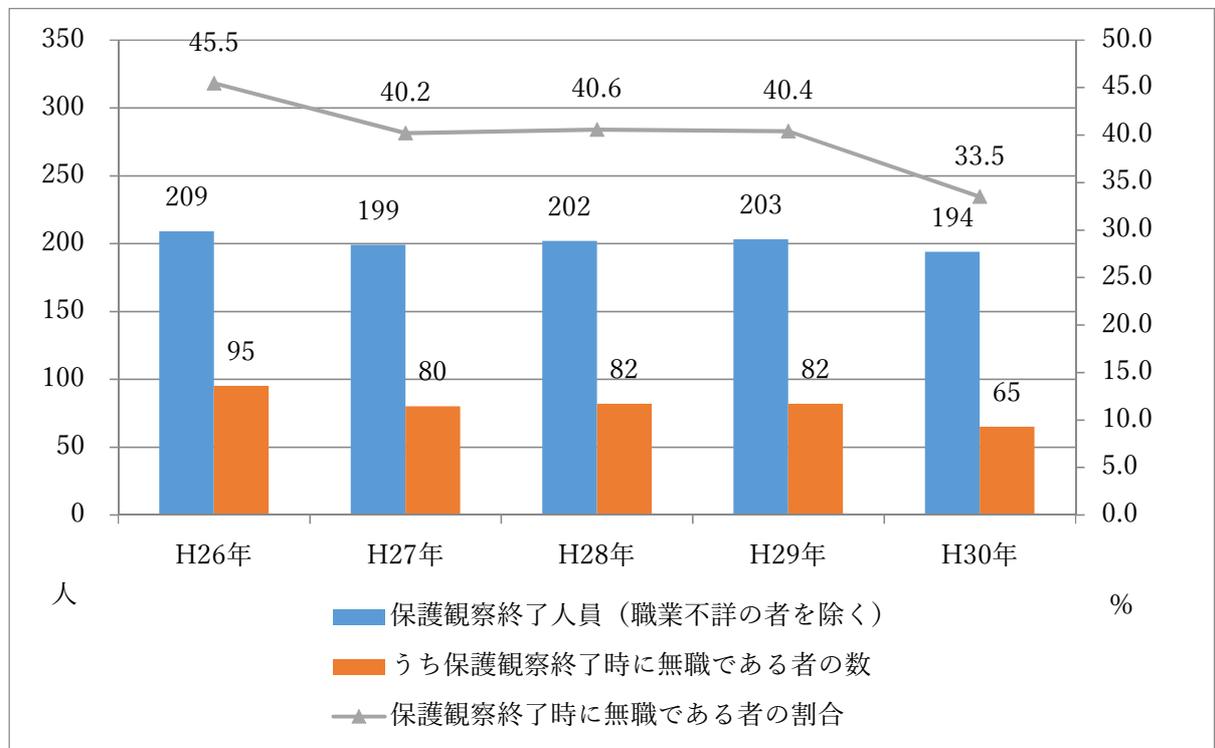
3. 新潟県及び新潟市における「社会を明るくする運動」行事参加人数の推移

※各年 12 月末日時点。



出典：新潟保護観察所

4. 新潟県における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合の推移（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）



出典：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

第3章 国の動向

第2期地域福祉計画を策定した平成27年以降、以下の法律が施行・改正されました。いずれも地域福祉の推進と密接にかかわる制度・施策であることから、本章ではこれらの制度・施策について国の動向を記載します。

年 月	内 容
平成27(2015)年4月	生活困窮者自立支援法施行
平成28(2016)年5月	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行
平成28(2016)年12月	再犯の防止等の推進に関する法律施行
平成30(2018)年4月	社会福祉法一部改正

1 社会福祉法

平成30年4月に社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画は障がい者や高齢者、児童福祉など、各福祉分野に共通する理念や方針を明らかにする福祉分野の上位計画とされ、計画の策定が努力義務化されるとともに、地域共生社会の実現に向け、地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に努めることとされました。

また、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在だった地域住民が、事業者などと連携・協力して、地域福祉の推進に努める主体として位置づけられ、地域住民は、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図るよう留意するものとされました。

【生活困窮者自立支援制度関連】

2 生活困窮者自立支援法

生活困窮者の自立支援について本格的に検討された平成25年頃は、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加していたほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していました。また、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給していたという調査結果により、いわゆる「貧困の連鎖」も問題視されました。

こうした中で、生活困窮者の自立を促進するためには、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第2のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要とされ、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されました。

3 市町村地域福祉計画との関係

生活困窮者自立支援法制定に先立ち、平成 26 年 3 月に通知された「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」において、生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であり、市町村地域福祉計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的とされ、計画に盛り込む事項（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）が示されました。

生活困窮者自立支援方策のポイント

- ① 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
- ② 生活困窮者の把握等に関する事項
- ③ 生活困窮者の自立支援に関する事項

【成年後見制度関連】

4 成年後見制度利用促進法

認知症や障がいがあることにより、財産管理や契約などの法律行為などに支障がある人を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題となっていました。

しかし、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務などを明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めることなどにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度利用促進法が平成 28 年 5 月に施行されました。

5 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法の施行を受け、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 29 年 3 月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

【再犯防止関連】

6 再犯防止推進法

全国的に検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていました。

再犯防止のためには、犯罪や非行を未然に防止する取組を着実に実施することはもとより、犯罪や非行をした人が犯罪の責任などを自覚し、犯罪被害者の心情などを理解するとともに、自ら社会復帰のために努力することが重要です。しかし、犯罪や非行をした人の中には、貧困や障がい、厳しい生育環境、不十分な学歴などの生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人がいます。

こうした人に対し、地域社会で孤立させないための「息の長い」支援などを行うためには、国、地方公共団体、民間団体などの関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが必要であることから、平成 28 年 12 月に再犯防止推進法が施行されました。

7 再犯防止推進計画

再犯防止推進法の施行を受け、再犯の防止などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

再犯防止推進計画における重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第4章 基本理念・基本目標

第2期地域福祉計画の基本理念・基本目標を踏襲しながら、第2章「本市の現状」や第3章「国の動向」を踏まえ、以下のとおり基本理念と基本目標を定めます。

この基本目標・基本理念は、地域共生社会の実現という考え方を加え、市民全体で取り組んでいくことを表現しています。

1 基本理念

みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 支えあい

自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』

新潟市に住み慣れた人も、新潟市民になったばかりの人も、あるいはこれから新潟市で暮らす人も、子どもからお年寄りまで、障がいのある人もない人も「だれも」が、ただ暮らすだけではなく、人と人、人と社会がつながり、支えあうことにより、個人の尊厳と多様性を尊重し、その属性に関わらず、自分らしく地域で暮らし、活躍できる「福祉の都市（まち）『にいがた』」を、地域住民・地域団体・行政・関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現した新潟市地域福祉計画の基本理念です。

2 基本目標

1 お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり

地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動従事者（以下「地域住民等」という。）が主体となって課題を抱える人に気づき、また、性別や年齢などの属性に関わらず、お互いを認めあい、支えあうことにより、本人のみでなくその属する世帯や、自ら声を上げることができない人を含む新たな気づきを見つける意識を醸成するという考え方を表現した基本目標です。

2 だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり

地域において、福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題や、社会的孤立、日常生活を営みあらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を、包括的に受け止める体制を整備し、地域住民等や行政といった「だれも」が、地域の一員としてネットワークを作ることにより、地域住民等が主体的に発見した課題を抱える人・世帯を受け止め、協働して支援する地域を作っていくという考え方を表現した基本目標です。

3 地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり

地域住民等が、「支える」「支えられる」という一方向の関係性でなく、それぞれの個性を生かし、役割を持って活躍することのできる地域を作っていくという考え方を表現した基本目標です。

4 自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり

気づき、つながり、受け止め、だれもが役割を持って活躍し、本人の意思を尊重した支援を続けるためには、安心・安全に暮らし続けられる地域が必要であり、そのような地域を作っていくという考え方を表現した基本目標です。

◎基本目標における「地域づくり」の考え方

- ・ 「地域」は単にエリアを指すのではなく、その地域の住民・地域コミュニティ協議会や自治会などの組織及び生活環境を含む意味で使っています。
- ・ 担い手や人材の育成、ネットワークづくりについても、この「地域づくり」に含まれています。